

書評

笠原十九司『南京事件 新版』

阿羅 健一（南京戦の真実を追求する会・会長）

南京事件を事実と主張するひとのなかで、もっとも多くの著作を持ち、もっとも長い間主張してきたのは笠原十九司氏です。単行本だけでなく、『歴史地理教育』『週刊金曜日』などといった雑誌でもたびたび主張してきました。また、講演を行い、中国やアメリカを交えたシンポジウムや研究会でも発言してきました。三年前、『人民日報』日本語版に「南京大虐殺の歴史事実を暴き出してきた」と写真入りで紹介されました。ウィキペディアやグロッキペディアの南京事件は、笠原氏の主張を大きい根拠としています。

笠原氏の『南京事件』は二十八年前に刊行され、新たな研究を加えた『南京事件 新版』が7月に刊行されました。南京事件を肯定するなかの第一人者というべき笠原氏は、そのなかでこのような主張をしています。

昭和12年8月15日、日本軍は、「開戦に関する条約」に反し、宣戦布告せず中国の首都南京を空爆、南京市民受難の歴史が始まりました。

日本軍は、師団の兵站部隊が貧弱で、中支那方面軍は兵站部を持たなかったため、戦時国際法に反し略奪をし、農家に放火、農民を虐殺しました。

南京攻略では追撃殲滅戦と包囲殲滅戦を行い、中国兵を皆殺しにし、自衛手段の尽きた敵を殺傷してならないというハーグ陸戦条約に反し、敗残兵を皆殺しにしました。南京城区の戦いでも敗残兵を皆殺しにする残敵掃蕩戦を行いました。

南京事件とは、日本軍が戦時国際法に反し中国軍民に行った不法残虐行為で、南京空爆から始まり南京を占領していた期間、8月15日から翌年3月28日までで、地理的範囲をいえば南京城区と近郊の六県でのことです。犠牲者は軍民合わせ二十二万近くになります。

このように笠原氏は主張しています。

日本軍の行動は戦時国際法違反か

笠原氏は、日本軍が上海から南京まで戦時国際法違反を繰り返したといい、南京事件を主張する根拠としてあげています。このことを見ていきます。

まず「開戦に関する条約」違反については、8月13日午前10時、中国軍が停戦協定を破って日本人の住んでいる上海の一面に攻めこみ、日本の海軍特別陸戦隊が応戦しました。さらに14日午前、中国の空軍が上海特別陸戦隊本部、黄浦江の第三艦隊旗艦を爆撃しました。それに対し日本は14日午後、艦載機をもって上海の虹橋飛行場と中国軍を爆撃し、さらに15日午後3時、大村から発進した海軍航空隊が南京を爆撃しました。

近代戦では制空権を握ることが重要となりました。南京は首都ですが、航空基地があり、蒋介石直系の最精鋭が駐留し、兵器廠や歩兵学校があり、高射砲陣地や対空防禦施設もあって無防備都市ではありません。日本海軍機は中国航空兵力の覆滅を狙い、飛行

場と庫外にあった飛行機を爆撃しました。海軍航空隊の源田実参謀はこう書いています。

「支那側の発砲により既に陸上戦闘は開始せられたのであるから、戦闘全般の指導上、先制空襲は当然のことであり、また、そうやらなければならなかった」¹

中国軍の攻撃に対し日本は海軍特別陸戦隊が応戦しましたが、その兵力で邦人を守ることが難しいため、その日のうちに二個師団からなる上海派遣軍の派遣を決めます。

それまでの北支の衝突では、不拡大・現地解決の方針を立て、停戦協定も結んでおり、三個師団を派遣しますが、全面的な戦いをする意図はなく、宣戦布告をしていません。上海の戦いが始まった後も宣戦布告せず、トラウトマン工作などの和平工作をします。中国も動員令を発しますが、宣戦布告をせず、おたがい大使もそのままです。国家間ではしばしば敵対行動が起きますが、宣戦布告をしなければ戦争といえず、事変や紛争などといわれます。8月22日、アメリカのコーデル・ハル国務長官は日本と中国に戦争行為に訴えぬよう要請し、国際的にも戦争が起きたとみなされていません。

これが実際起きたことで、戦争でありませんから「開戦に関する条約」に違反していません。もし先制攻撃を非難するなら、中国に対してであることはいうまでもありません。

つぎに補給態勢が十分でなかったため、戦時国際法に反し略奪を行ったという主張について見ます。

日本軍の補給の仕組みをいえば、師団に輜重連隊があり補給を担います。動員令が下ると、輜重連隊では動員計画書にしたがい、馬匹の徴発をはじめ分単位の準備が始まります。第十六師団の輜重連隊でいえば、輜重兵3500人、車両2700輛、馬匹3000頭という大陣容がたちまち編成されました。

戦いが始まると輜重連隊は歩兵のあとを追い、歩兵の進撃がつづいて輜重連隊が遅れると、輜重連隊のなかに一団が編成され、最前線を追求、数日かけて補給します。このとき輜重兵は武器を持つこともなく、ひたすら届けることに専念します。

輜重連隊とはべつに、師団司令部に少佐級の行李長が指揮する五十人ほどの輜重兵がおり、その指揮のもと食糧を運ぶ大行李があり、歩兵大隊について進み、補給をつづけます。

兵士は兵士で、数日分の米と缶詰と粉味噌と塩を持ちます。飯盒炊爨をするときは二度に分けて食べ、煙があがるため飯盒炊爨ができなければ、大行李がおにぎりを届けるなどします。戦場によっては七日分の米を持つこともあり、携帯食糧の乾パンをいつも携帯します。補給が難しい戦場が予想される場合、下着や日用品などを預け、多めの食糧を持って進みます。

このような陣容と動きですから、補給が貧弱ということはありません。ときにはタバコ、サイダー、ドロップ、羊羹などの配給もあります。笠原氏は「食糧・軍需物資運搬のための輜重部隊などなかった」と書いていますが、まったくの歪曲です。

補給全般を扱う兵站部は中支那方面軍にありませんでしたが、それは中支那方面軍が作戦に関して上海派遣軍と第十軍を統一指揮することに専念し、上海派遣軍と第十軍が兵站部を持っており、それに任せたからです。上海派遣軍と第十軍にはそれぞれ作戦任務が与えられており、それを中支那方面軍が統一指揮する必要があったのです。

また笠原氏は、松井石根中支那方面軍司令官や武藤章参謀副長が強く南京攻略を主張

し、予定になかった南京戦が行われたため、兵站機関の準備が整わず、不法行為が繰り返されたとも説明し、こう断定します。

「糧秣のほとんどを現地で徴発するという現地調達主義をとった。これは、現実には通過地域の住民から食糧を奪って食べることであったから、戦時国際法に違反した略奪行為であった」²

参謀本部が中支那方面軍に南京攻略を命じたのは12月1日で、そのとき松井大将は司令官、武藤大佐は参謀副長についていました。松井司令官も武藤参謀副長も南京攻略論者でした。軍司令官も参謀副長も意見具申できる仕組みになっていますが、決定するのは参謀本部です。

兵站については、上海戦の後半、二か月つづいた塹壕戦が追撃戦に変わり、ただちに輸送を整えることができず、補給が遅れがちとなりました。

また、第六師団と第十六師団が北支から上海戦に加わり、第六師団は杭州湾から、第十六師団は揚子江岸から上陸しますが、輜重連隊は馬や重い荷物を持っているため、歩兵と一緒に上陸できず、上海埠頭へ向かいそこから追及することになりました。そのため補給が遅れ、しばらく十分ではありませんでした。上海は北支と違ってクリークが縦横に走っているため、第十六師団では行李も揚子江の上陸地点に置いたままにせざるをえず、連隊と進む大行李も遅れました。

その一方、いたるところにクリークがありますので、ほどなくして小舟を利用することにより、補給をすることができました。また江南は肥沃な地域なので、米を徴発してことなきをえました。

徴発は戦時国際法で認められている行為で、部隊の徴発では大隊の主計官が支払いに当たることが決められています。徴発隊が編成され、品目、数量、所有者など報告すべしとする命令が出されます。所有者がいなければ、残留者と交渉し、誰もいないときは、何を徴発したか明記して、金銭を司令部に取りにくるよう貼り紙にすると決められています。日本軍は日本銀行券を携行し、杭州湾上陸以降は軍票を携行して支払いました。

第十六師団が天津に上陸して行軍する途中、梨畑に入りこみました。携帯食糧もなくなっていたので、一同むさぼるように梨を食べました。代金を支払う方法がなかったので、大隊長は「我々は無断でこの畑の梨を食べた。代金として日本円20円を支払う。9月25日、日本軍青柳隊長」と中国語で書き、軍票とともに陸軍封筒に入れ幹にくくりつけました。白卯江では村長と交渉し補給を受け、同様なことは常熟でもあり、無錫の米の倉庫では貼り紙をして、司令部に取りに来よう記しています。

携帯の缶詰が続き、乾燥野菜もなくなり、副食が十分でなくなったとき、兵隊は野菜などを畑から徴発し、住民がいなくは無断徴発で略奪の形になりましたが、軍司令部が容認したことはありません。

上海戦の後半、コレラが発生しました。医薬品が十分でなく、軍は租界から医薬品を徴発しようとしたのですが、領事館は国際情勢を考えて反対しました。方針は分かれましたが、軍は人命救助のため短期間の徴発を認めました。

徴発にはこのようにさまざまな場面があり、戦時国際法で認められています。

松井司令官は9月10日に呉淞へ上陸し、その日、上海の外交団を主宰していた日高信六郎参事官と会います。このとき松井司令官は、三つのことを日高参事官に話します。捕

虜を正しく待遇すること、市民に公正な態度をとること、徴発に際し公正な対価を支払うことの三つで、徴発に関しては、住民がいないときはどう支払うか考えを述べ、また告示して市民を安心させるつもりだ、とも話しています。

このように、最低の補給態勢はできており、南京近くまで進むころは補給が追及しはじめましたから、ほとんど現地で調達したということはありません。

笠原氏のいう「食糧・物資を供給されない作戦軍は、住民から略奪し、さらには暴行にまでおよんでいる」³という主張は耳目をひきやすいのか、ウィキペディアやYouTubeの動画は鵜呑みにして南京事件の原因とみなしていますが、誤りです。

兵站を十分に整えてから南京を攻撃することは、日本軍でも検討されました。上海戦で敗れた中国軍は潰走状態となりましたが、日本軍が兵站を整えているあいだに態勢を立て直し、日本軍に多数の戦死者が出る恐れがあります。兵站が十分整わずとも追撃したほうがよい、と日本軍は判断したのです。

笠原氏は、「南京城に向かって師団、旅団、連隊、大隊といった各規模の部隊単位で波状的に進撃していった。このため、南京近郊の農村地帯に住んでいる民衆は、さながら日本軍が投げた南京戦区という大きな投げ網のなかを逃げまどう雑魚のような運命にさらされた」⁴とも主張しますが、南京へ向かうころ、迅速に中国軍を追う戦況となり、日本軍は道路と鉄道を縦列となって進み、面ではありませんから、農民はあらゆる方向へ疎開できました。

石原莞爾について知られた話があります。歩兵第四連隊長をつとめていたときの演習のときのことで、演習は野原で行われ、田畑のあぜ道を進むこともあり、石原莞爾大佐は「演習中は、どんなことがあっても一本の稲も踏みつけてはならぬぞ」と厳しく命令し、その通り行われました。戦場となれば、生死をかけた戦いが行われますので、家屋も田畑も破壊されます。しかし、破壊が目的ではありませんから、戦いが終わればただちに自治委員会や治安維持会が生まれ、日本の支援のもとに復旧が行われました。

戦闘は国際法違反か

つぎに、南京へ向かう戦いをことごとく戦時国際法違反としていることを見ます。

上海から南京まで三百数十キロメートルあり、途中、何重にも防御陣地が設けられていました。常熟—蘇州—嘉興を結ぶ線、江陰—無錫の線、鎮江—句容—溧水の線、烏竜山—湯山—淳化鎮—牛首山の線などで、中国軍はそれら陣地や部落で待ち構えており、トーチカで迎えうつ中国兵のなかには、鎖で足をしばられ、トーチカの外から鍵がかけられ、最後まで撃ってくる兵もいます。それに対し日本軍は果敢に攻撃し、中国兵を塵殺し、斃しました。

陸軍将校に戦闘法の原則を示す「戦闘綱要」があります。綱領第一は冒頭の項目にあたり、戦闘の基本を示しており、そこには「軍の主とするところは戦闘なり、故に百事皆戦闘を持って基準とすべし、而して戦闘一般の目的は敵を圧倒殲滅して迅速に戦捷を獲得するにあり」とあります。軍隊が敵を斃すことは当然であり、国際法が戦争を違法と決めているわけではありません。国際法学者の信夫淳平は『戦時国際法講義』第二巻のなかで

「抑も人が権利として他人を殺すを得るのは、兵が戦場に於て敵に対抗する場合と、獄吏が法に従い死刑を執行する場合とのみである」⁵と説明しています。

杭州湾上陸が成功し、中国軍が潰走すると、追撃戦となりました。「戦闘綱要」の第二百三には「追撃の主眼は速やかに敵を捕捉して之を戦場に殲滅するに在り」とあり、日本軍は当然のごとく追撃し中国兵を斃しました。8月から始まった塹壕戦も10月下旬に追撃戦と変わり、そのときのひとつの部隊の作戦命令を見ると、「敵を追撃す」「圧迫殲滅を企図す」「戦果拡張を企図す」「急迫し敵の退路を遮断せんとす」「掃蕩を行うべし」と一日ごとに命令が出されています。追撃戦は戦闘そのもので、戦時国際法が禁止しているわけではありません。

包囲戦については、日本軍はもともと包囲殲滅戦を重要視し、「戦闘要綱」の第六十六に「攻撃の主眼は敵を包囲して之を戦場に殲滅するに在り」と示しています。

包囲戦が昔から行われてきたことは、中国にある城を見てもわかります。中国では市街地が生まれると、それを取り囲む城壁がつくれます。敵や匪賊から守るため、攻めるほうからすると城を包囲し陥落させることになります。上海から南京へ向かう途中のおもな市街地は、すべて城壁に囲まれていました。嘉定、太倉、昆山、常熟、蘇州、無錫、常州、江陰、丹陽、鎮江、句容、そして南京、すべて城壁に囲まれています。

上海の二か月の戦いで敗れた中国軍は西に敗走し、最初の城壁を持つ嘉定は上海から30キロでしたが、退却する部隊がまとまって守りにつき、日本軍を迎え撃つ余裕はありませんでした。嘉定から始まって南京までの城ではほとんどそうで、散発的なものでした。中国軍が本格的に守りにつき、日本軍が包囲作戦を取ったのは、南京のまえの句容だけです。

南京の守備をどうするかは、嘉定以下が日本軍の手に落ちているころ、蒋介石はじめとする首脳のあいだで検討されました。ドイツ軍事顧問団のファルケンハウゼン中将も参加しており、ファルケンハウゼンは放棄を進言しましたが、唐生智が守ることを主張し、唐生智が司令官に任命され、南京は戦うことに決まりました。その中国軍に対し、日本軍は包囲殲滅しようとしています。戦時国際法が包囲殲滅を禁止しているわけではありません。

掃蕩戦については、勝利を確実なものにするためどの戦場でも行われ、南京戦にさいしては「南京城内掃蕩要領」や「掃蕩実施に関する注意」が下令され、部隊ごと戦闘地境が決まり、掃蕩地域が示されました。いうまでもなく戦闘です。南京戦では追撃戦がそのまま掃蕩戦となったこともあり、激しい掃蕩戦となりました。

笠原氏はこのような批判もします。

「残敵掃蕩、つまり敗残兵として残っている者を皆殺しにするという戦法は、敗残兵が一般民衆の間に逃れた場合は、民間人も巻き添えにして殺害することになった」⁶

この指摘についていえば、日本軍は無用な殺傷を避けるため、12月9日に降伏勧告を行いました。戦いは続行され、日本軍は捕虜として取れば、武装解除して放つか、収容所に入れました。揚子江岸の下関で五千五百人を釈放し、紫金山麓では七千人を捕虜として取り、収容所に入れました。

中国軍の動きを見ると、降伏勧告を無視しました。最後まで戦うということです。戦いは続行され、日本軍は攻撃をつづけ、包囲網がつくられつつある12日夕方、中国軍では

全軍に正面突破が命令されます。部隊ごとに突破地域、開始時間、突破したあとの集結地が指定されました。このとき、命令に反した行動を取れば連座制で処断する唐生智司令官の命令が出ており、揚子江岸で防衛に当たっていた三十六師には、違反した部隊を射殺してよい許可が与えられました。中国軍は陸路あるいは揚子江を渡って脱出しますが、脱出できなかった中国軍は、城内にある難民区に逃れました。難民区のまわりの道路は数キロにわたり脱ぎすてられた軍服で埋められ、おびただしい敗残兵が難民区に逃れ、逃亡の機会をうかがっていました。

敗残兵を難民区へ逃れたままにしておけば、治安は安定しませんし、日本軍が手薄になったときを狙って、中国軍による反攻が起こらないともかぎりません。担当を命ぜられた部隊は通訳をつけ、降伏を呼びかけますが、ほとんど応じません。明確な突破命令が出ているからそうなのでしょう。そのため、摘出して処断することが決定されました。このとき担当した部隊の命令を見ると、南京城内へ進んだ段階から「敵を追撃せんとす」「城内を掃蕩戦とす」「引きつづき掃蕩を実施せんとす」「兵力を集結し掃蕩を続行すべし」「速やかに残敵掃蕩を企図す」「掃蕩を続行」と、数日にわたり一日二回ずつ作戦命令が出されました。日本軍も、中国軍も、戦闘を続けており、日本軍の行動は戦時国際法違反ではありません。

笠原氏はさらにこうも主張しています。

「戦闘意欲を失って武器と軍服を捨て市民や難民のあいだに逃げた敗残兵を、日本軍は便衣兵容疑者として処刑したが、略式裁判でも軍事裁判の手続きが必要で、国際法に違反する虐殺行為であり、殺戮された過半数は一般市民だった」⁷

これも間違いです。

「軍事裁判」とは軍律会議を指すと考えられます。軍律会議は作戦が一段落した占領地の日本人以外に対する決まりで、中支那方面軍は12月1日に軍律会議を制定し、何件か軍律会議にかけています。しかし、敗残兵の処断は戦闘中のことで、作戦が一段落した占領期間のことでありません。

また、中国軍は便衣に着替えて難民区に紛れこんだため、市民と兵隊の区別がつかず、処断したなかに市民がいたかもしれませんが、二か月後に難民区が解消されるまでのあいだ隠れ通した中国兵は、集団で難民区から脱出しました。また解消されたあと、難民区のなかからトラック五十台分もの武器がみつかりました。日本軍の摘発・処断は緩く、過半数が市民だったなどはまったく事実と反しています。市民の人口が減っていないことから、処断されたなかに市民はほとんどいなかったことがわかります。城内にあった女子の死体は8体、子どもの死体は26体で、これらは流れ弾によるものと推定され、このことから市民殺害がほとんどなかったとわかります。

このように、国戦時国際法に違反しているという笠原氏の主張は、すべて間違っています。戦時国際法を自己流に解釈しているだけで、客観性はありません。

笠原氏は国際人道法を持ちだして、こう記述しています。

「(ハーグ陸戦)条約は、国家間の戦争を合法としながらも、国際人道法の理念からその惨禍をできるだけ軽減するために、直接の戦闘外におかれたものの苦痛や殺傷を防止しようとしたものだった」⁸

笠原氏が依拠している藤田久一『国際人道法』には、こう書いてあります。

『国際人道法』ないし人道法という名称はかなり以前から使われているが、それが一般化したのは赤十字国際委員会と国連の協力のもとに開催された『武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展』のための政府専門家会議（一九七一年）でこの名称が正式に用いられてからである」⁹

三十数年後の概念を持ってきて、日本軍を非難しているのです。この主張は、旧版のときから指摘されていましたが、それでも撤回せず主張しています。

戦時国際法違反を持ちだした笠原氏の主張は、すっかり破綻したといえるでしょう。

日本軍に関する笠原氏の歪曲

南京事件主張の根幹をなす戦時国際法違反がこうですから、ほかにも間違いはたくさんあります。日本軍に関する間違いをいくつかあげます。

中支那方面軍には、兵站部だけでなく法務部もありませんでした。笠原氏はこう批判しています。

「法務部がないということは、麾下の軍隊の軍紀・風紀を取り締まる正式機関を備えていなかったということであった。のちに南京攻略戦を作戰指導することになるのは、まさに常軌を逸した作戰行動だったのである」¹⁰

「方面軍司令部は、馬の手綱に当たる法務部を備えていなかったため、『軍隊と同時に多数の憲兵、補助憲兵を入城せしめ、不法行為を摘発せしむ』とあっても、それだけの憲兵部隊を持っていなかった。一二月一七日の段階で、総勢七万以上の日本軍が城内に入ったにもかかわらず、憲兵はわずか一七名にすぎなかった」¹¹

このように指摘し、つぎのように断定します。

「中支那方面軍司令部が麾下の全軍を統括・統制する機関と権力を備えていなかったことが、南京事件を発生させる重大原因となった」¹²

この点についていえば、中支那方面軍が法務部を持っていなかったのは、兵站部同様、上海派遣軍と第十軍それぞれが法務部を持ち、軍紀・風紀を監督していたからです。憲兵隊もおなじように上海派遣軍と第十軍がそれぞれ持ち、上海派遣軍は六十人以上、第十軍は百二十人おり、それまで編成された軍の憲兵隊と比べ適正な数でした。憲兵は軍全体に配置されており、南京入城とともに入ったのは合わせて五十人以上で、ただちに数百人の補助憲兵隊を指揮しました。いうまでもありませんが、戦闘中の軍紀・風紀については直属の中隊長が厳守させます。

武藤章大佐は、参謀本部作戰課長として中支那方面軍の編成にかかわり、中支那方面軍が編成されると参謀副長に就きますが、中支那方面軍の任務をこうっています。

「上海派遣軍及び第十軍の作戰行動のみを指揮して兵器、經理、衛生、法務並びに兵站等は各軍それぞれ自ら行うのである。ただし両軍の兵站到就ては相互混乱を来す虞れがあるので、これを統制せよというわけであった」¹³

笠原氏の批判と断定は、完全な間違いです。

そういった独自の見方が行きつくさきは、松井石根司令官批判です。このように批判します。

「松井にとっては上海居留民の保護などは問題でなく、『どうしても南京迄進撃しなけ

ればならない』と力説し「軍功をあげる最後のチャンスが到来」「中央の統制を無視して強行」「無理な南京進撃を強い」と松井司令官を批判し¹⁴、「松井司令官の野心を知りながら、陸軍首脳が命令・任務の厳守を松井に確約させなかったのは、彼が陸軍長老であったための遠慮があったといえるが、このときの戦争指導者の無責任な対応が、南京事件を引きおこす要因のひとつになる」¹⁵と説明します。

8月15日に上海へ派遣が決まり、上海派遣軍が上陸したのは23日で、この間、海軍特別陸戦隊が邦人を守りきりました。

松井大將が司令官を命ぜられた上海派遣軍の任務は帝国臣民を保護すべしで、拝命したさい、松井大將は二個師団のほか数個師団を要望します。予想される中国軍から、二個師団では少ないと考えたのがひとつの理由です。上海に上陸すると、危惧されたように多数の犠牲者が出て、期間も長期間にわたりました。しかし、邦人に犠牲者はありませんでした。

松井司令官が南京までの攻撃を考えたのは、現役を退いてから日中提携のため蒋介石と会談するなど努力しますが、話し合いはまとまらず、やがて南京まで攻め、蒋介石を倒す必要があると考えようになったからといわれます。陸軍のなかに中国を研究する一団があり、支那通と呼ばれていました。その中心のひとりが松井石根で、中国をよく知る松井大將がそう考えていたのです。

松井大將は若いときから中国との提携に心を砕き、ひたすら中国関係を歩みましたから、中国と戦って軍功をあげる考えは微塵もありません。また規律に対しては厳しく、同期の真崎甚三郎大將が青年将校に甘いと言って対立したほどです。松井大將は四十余年に及ぶ軍人生活上司の命令に背いたことはなく、刑罰を科せられたこともありません。

上海は各国の租界があって権益が錯綜していたため、松井軍司令官は国際法に詳しい外務省の斎藤良衛を顧問に任命し、同行します。このような姿勢は、ほかの軍司令官に見られません。また、南京城内には各国公使館と各国権益がありましたので、城内攻撃がはじまるまえ、中支那方面軍は斎藤良衛顧問を交え、南京城の攻略及び入城に関する注意事項をつくり、隷下部隊に配布します。

松井軍司令官のそばにつねにいた武藤章参謀副長は、こうもいいます。

「戦術の原則によれば、退却する敵を急迫して一挙に殲滅するのは、古今の定石であるが、松井大將は大命を遵奉して一步も追撃を許さぬ。両軍からは矢のような意見具申が来る。松井大將は頑として応じなかった」¹⁶

また、軍を編成するさい予備役の大將や中將をあてるという案が前もって作成されており、それにしがって松井大將が上海派遣軍司令官に任命されました。現役が予備役に編入されると権力はなくなりますから、軍の中央が松井大將に遠慮していたわけではありません。

松井司令官批判も当を失したのはいまでもなく、あきれられるばかりの批判です。

笠原氏の日本軍批判への反論を続けます。笠原氏はこのようにも書きます。

「上海戦に参加した将兵は夏服のまま防寒用の装備もなく、初冬の大陸を行軍させられた」¹⁷

被服についていえば、徴兵検査に合格して入営すると、その日に被服が支給されます。

軍衣袴と夏衣袴それぞれ六着、夏用と冬用のシャツとズボン下それぞれ四着、冬用の外套などで、兵士が身につけるのは襦をのぞきすべて官給品です。

動員令が下れば直ちに準備が始まり、歩兵銃、銃剣、弾薬、鉄兜、防毒面、携帯食糧、飯盒、水筒、着替え、外套、毛布、背負袋、携帯天幕、シャベルなどで四十キロの完全軍装をし、連隊長の軍装検査を受けます。そのさい軍服やシャツなどは新品が渡されます。新たに召集される兵士も、冬用のシャツとズボン下が渡されました。

行軍途中、不足分の調査が行われます。第十六師団では、天津に上陸した九月十六日、補給難を見越し、冬用受領と夏用返還が行われました。進撃する場所により、十月下旬に冬用のシャツとズボン下が二揃い支給され、夏用のシャツとズボン下が返納されたところもありました。

第十六師団が天津から上海に向かうとき、襲撃を避けるためすべての将校は下士官用の軍服、軍帽、軍靴が渡されました。第六師団では杭州湾から上陸後、第一線の将校は兵用の軍服を着用しました。衣服は十分にあったことがわかります。

笠原氏は「厳寒下に防寒・露営装備もないまま進軍を強制したために兵士の失火、放火を誘発させた」¹⁸とも批判しますが、兵士は携帯天幕を持っており、建物があれば利用して宿営しました。住民が逃亡した村落では宿営しますが、民家を利用することは違法ではありません。まったくの作文です。

笠原氏はこうも書いています。

「上海派遣軍の兵士の多くは、予備役・後備役の二〇代後半から三〇代前半の兵士で、家族もちが多く、妻子を残しての出征であった」¹⁹

動員となれば、現役兵のほか、除隊したばかりの兵とその前年の兵など、三年度分の予備役、つまり現役兵に倍する予備役で編成されます。これが現役師団です。ほとんど二十代からなっています。上海派遣軍は現役師団の第三師団と第十一師団により編成されました。上海戦は上陸から激戦となったため、9月9日、さらに現役兵からなる台湾支隊と現役師団の第九師団が送られます。

戦域が広がるなどすれば現役師団だけでは不十分となり、後備役を中心に予備役を含め、編成される師団も動員します。これが特設師団です。予備役や後備役は年を取り、軍紀が現役兵より乱れがちといわれます。台湾支隊と第九師団が送られるとき、特設師団である第百一師団と第十三師団が送られました。

南京攻略の段階で見ますと、上海派遣軍は現役師団が第三師団、第十一師団、第九師団、第十六師団で、特設師団は第十三師団と第百一師団、現役師団が三分の二、特設師団は三分の一です。つまり上海戦の当初は現役師団が戦い、後半の南京戦においても現役師団が特設師団より多かったということです。

笠原氏は予備役や後備役を中心に編成したので事件が起きたと、歪曲しているのです。

補充部隊についても一方的なことを書いています。

「補充部隊は前線にたどりついても本隊の指揮下に入るまでの臨時の編成であったから、しっかりした指揮系統もなく、軍紀も厳正でなかった。江南の広い地域および南京戦区の県城と農村がこのような補充兵の集団のなだれのような波状進軍の危害にさらされ

たのである」²⁰

補充兵とは、部隊に多くの戦死傷者が出ると、留守部隊に残っていた現役兵や予備役兵、さらに後備役のなかから補充する兵のことです。人員は十名ほどから千名ほどまでさまざま、将校や下士官が引率し、戦っている部隊を追及します。指揮官がおり、軍紀も変わりません。ひたすら追求しますから波状進軍などありません。

「補充部隊は、時たま遭遇する中国軍の敗残兵と戦闘もおこなったが、それよりも、行軍途上にある村々に侵攻し、残敵掃蕩、敗残兵狩りを名目とした部落掃蕩が、主な軍事行動になった」²¹

「中支那方面軍そのものが数次にわたる補充部隊の派遣で雪だるま式に増え」²²

補充隊は本隊に追及することが第一で、本隊に追及しても戦場に慣れるためしばらくは後方を進むことがあります。揚子江岸へ上陸した第十六師団の補充兵は、上陸地点に二週間ほど残されました。ですから部隊へ追及する途中に敵と遭遇することもなければ、戦うことはありません。追及すれば本隊に組みこまれます。

また、上海戦から戦い、南京まで進んだ第九師団では、動員されたうち戦死者が二割、戦傷者が四割に達しました。第九師団のなかの歩兵第七連隊では10月23日に第一回の補充があり、内訳は将校二十名と下士官兵七百九名です。11月11日の第二次補充では将校二十一名、下士官兵千百名、12月1日の第三次では将校十九名です。合計すると、将校六十名、下士官兵千八百九名、併せて千八百六十九名となります。この間、第七連隊の戦死者は千五十五名、戦傷者はその二倍です。十分でないことは明らかです。

第十六師団の歩兵第三十三連隊は、南京戦において補充がありませんでした。

このように、どの部隊も戦死者と戦傷者を充足させるほどの補充はなく、雪だるま式に増えたことはありません。

また、笠原氏はこうも書いています。

「第十六師団が南京大虐殺の主役の一つとなるのには原因があった。華北以来の転戦の負担と犠牲にもかかわらず、途中から投入された上海戦では継子扱いされ、兵用地誌も機材も補給もともに与えられず、作戦目的も説明されないまま行き当たり式に戦闘を命ぜられ、(中略)挑発されて、南京進撃へと駆り立てられたことの憤懣と苛立ちと怒りが、逆に中国軍民にたいする敵愾心のかたちで爆発した」²³

華北から上海戦線に転戦した部隊は、さきほどのように第六師団、第十六師団です。第十六師団は揚子江側から上陸し、杭州湾から上陸した第六師団に呼応したもので、ともに重要な作戦に変わりません。第十六師団が華北を発つとき、舷側にロープの梯子を垂らし降下する訓練が行われましたが、作戦そのものは極秘でした。作戦地の地形などの資料は出航後四時間に開封することを命ぜられ、出航後に機密命令書が開かれました。将校も出航後に十万分の一の地図が配布され、兵士たちはどこに向かうかまったく知らず、凱旋すると思った兵士もいました。奇襲作戦を成功させるためです。第六師団もおなじで、天津へ転進中に参謀長だけが方面軍へ出頭を命ぜられ、杭州湾上陸作戦を知らされ、そのまま佐世保の第十軍司令部へ出頭するよう命ぜられました。

このように、笠原氏の書いていることはまったくの間違いです。第十六師団に憤懣と苛立ちと怒りなどなく、そうあってほしいという笠原氏の希望を書いているだけです。

第十六師団長の日記

笠原氏はいろいろ主張しますが、その主張を絞ると、敗残兵の殺害に行きつくと考えられます。笠原氏は「投降兵、敗残兵を捕虜として収容しないで、殺害せよというのは、第一六師団の方針でもあった」²⁴とし、第十六師団長日記と歩兵第三十旅団命令をあげます。

中島今朝吾第十六師団長の12月13日の日記には「大体捕虜ハセヌ方針ナレバ、片端ヨリ之ヲ片付クルコト」²⁵と記され、歩兵第三十旅団の14日の命令には「各隊ハ師団ノ指示アル迄俘虜ヲ受け付クルヲ許サス」²⁶とあります。このことを見ていきます。

いうまでもなく、日本軍の捕虜に対する方針は明確です。明治32年、ヘーグで採択された「陸戦の法規慣例に関する条約」に沿った「俘虜取扱規則」が交付され、日露戦争と第一次大戦はそれにしがいました。その後、中国兵を捕虜にしたときには、完全に武装解除し、相当の金品を与えて帰郷させるか、何物も与えず追放する、と決められ、満州事変はその方針で行われました。支那事変もおなじで、昭和12年7月21日、参謀本部は、武器を放棄させ、数人ごとに連縛し、現地または他に移し、適宜処置するか釈放する、と示しました。

上海戦とそれにつづく追撃戦では、捕虜として取れば武装解除のうえ解放し、ときに使役に使い、多数の捕虜があった場合は収容所に入れました。松江で五千数百人、蘇州で三千人、八里店で五百人の捕虜があり、使役に使ったほか、建物に収容しました。

師団長の日記を、師団の行動とともに具体的に見ていきます。

南京城の東に紫金山があり、南京城を取りかこむ複郭陣地のひとつで、第十六師団の主力は10日から攻撃を始めました。紫金山で守備についていたのは教導総隊で、第十六師団はその精強と三日間戦いつづけ、13日未明、中山門前まで進みます。「陣中要務令」は「戦闘要綱」とおなじように戦闘に関する基本を示し、将校が学ぶもので、その第四篇諜報には、敵情を探るため捕虜は重要で、捕虜を得たときは携帯する書類を奪取し、速やかに訊問し、捕虜を上官に送付する要がある、と定めていますが、殲滅を目指す激戦がつづき、補虜を取るまでいきません。

師団隷下の歩兵第三十八連隊の第一線が中山門を目指し、1、2キロまで進んだとき、連隊副官は「支那兵の降伏を受け入れるな。処置せよ」²⁷との師団命令を受け、「これはとんでもないことだと、大きなショックをうけた」²⁸と語っています。12日ころ紫金山で戦っていたときと思われる。

南京攻略は12月1日に命令され、南京を陥落させるのは翌年一月中旬と考えられました。12月12日は紫金山での激戦が続いており、そのさきには南京城壁、さらに城内での戦いが予想され、捕虜にかまっていられない戦況です。

連隊副官の証言について歩兵第九連隊旗手は、第十六師団が北支から上海へ転進するとき、中支の住民は中国軍と一体となって抵抗するので兵隊とおなじように警戒を怠るな、と中島師団長が注意し、実際、中支では住民からの襲撃があり、そのようなことからこの命令があったのではないかと話しています²⁹。さきほど述べましたが、第十六師団には上海派遣軍から、市民の襲撃を避けるため将校は全員下士官の軍服に着替えるよう、

命令が出されてもいます。

13日に日付が変わったころ、南京城から東15キロほどの仙鶴門にいた集成騎兵が三千から五千の中国軍の攻撃を受けました。知らせを受けた第十六師団司令部は、午前四時半、一個小隊を貨車で送ります。

13日午前11時、今度はさらに東の湯水鎮にいる上海派遣軍司令部が襲撃を受け、第九師団の歩兵第十九連隊が救援に向かいました。

仙鶴門では集成騎兵のほか、独立野戦重砲兵第十五連隊が昼から夕方まで戦いつづけ、いたるところで激戦が繰り返されていました。

仙鶴門で攻撃してきた中国軍は、やがて北西五キロの堯化門へ逃走、14日8時、七千二百名が堯化門で投降してきました。

降伏の知らせを受けた独立攻城重砲兵の中尉が上海派遣軍司令部に報告したところ、直ちに銃殺せよとやってきたので、拒否すると、中山門まで連れて来いと命令されました。中尉は、誰が命令を出したのか私の胸は痛かったと語り、飯沼上海派遣軍参謀長が士官学校生徒隊長のとき捕虜は丁寧に扱わねばならないと講演していた、と軍司令部の対応に不信感を持ちました。おなじ報告を受けた第十六師団司令部副官は、師団参謀長から捕虜はつくらんとされたので後方参謀に話した、と証言しています³⁰。

これはどういうことをいっているのでしょうか。

飯沼上海派遣軍参謀長は、上海で戦っている10月9日に隷下参謀長へ「俘虜ヲ作ル如クス 敵動揺ノ兆アルニ乗シ来ル者ハ俘虜トスヘシ」³¹と示しており、日本軍の捕虜扱いを踏襲しています。

中島日記の13日は「捕虜掃蕩」という項目を設けて、敗残兵の状況と対処について記述しており、さきほどの記述はこうつづいています。

「一、大体捕虜ハセヌ方針ナレバ片端ヨリ之ヲ片付クルコトヽナシタル [レ] 共五千一万ノ群眾トナレバ之ガ武装ヲ解除スルコトスラ出来ズ唯彼等ガ全ク戦意ヲ失ヒゾロヘツイテ来ルカラ安全ナルモノヽ之ガ一旦騒擾セバ始末ニ困ルノデ

部隊ヲトラックニテ増派シテ監視ト誘導ニ任ジ

十三日夕ハトラックノ大活動ヲ要シタリ」³²

捕虜を取ることなど考えず戦いつづけ、そうしているうちに敵が投降してきた知らせを受け、しかし多数なので武装解除することもできず、部隊を送り監視して誘導した、と述べています。激戦がつづき捕虜を取るところではありませんが、激戦が下火になれば捕虜を取らなくなった、とわかります。上海派遣軍司令部も、軍司令部が襲撃を受けたにもかかわらず守る兵隊がおらず、捕虜どころでなく、殲滅の命令となった、とわかります。中国軍では投降が厳禁です。

このようなことは、ほかの部隊の動きからもわかります。南京に向かった第十六師団は、第十六師団主力と佐々木支隊に分かれて進みました。佐々木支隊は13日に下関を目指します。午前10時30分、隷下の歩兵第三十三連隊第一大隊が下関へ向かい、和平門を占領し、さらに下関へ向かおうとすると、多数の中国兵が現れ、中国兵は第一大隊のため道を開け、道路の両脇に立つようになりました。第一大隊は無抵抗の中国軍をそのままにし、ひたすら下関へ向かいました。

城内と下関を結ぶ挹江門は、土嚢が積み上げて閉ざされており、14日、歩兵第三十三

連隊第一大隊は何百人かの敗残兵を使って取り除きました。

15日、第十六師団經理部の主計軍曹が下関にある倉庫を接收すると、なかに三百名の敗残兵がいて抵抗する気配がなかったので、彼らを使役に使い、終わると倉庫に収容しました。

このように、中国軍との出会いによっては敗残兵を放置したり、使役に使うこともあり、軍司令部や師団司令部は激戦中で中国軍の殲滅を目指していて、戦況が落ち着くにしたがい捕虜として取った、とわかります。

ここで日記について触れます。堯化門で捕虜を捕らえたのは14日のことで、第十六師団の歩兵第三十八連隊に引き継がれ、17日、城内の模範監獄に収容されます。13日の中島日記にこう書かれています。

「一、後二到リテ知ル処ニ依リテ（中略）仙鶴門附近ニ集結シタルモノ約七八千人アリ尚続々投降シ来ル」³³

つまり、14日のことが13日の日記に記述されているのです。

日記はあとで書かれたものとわかりますが、歩兵第二十旅団長の佐々木手記も日記形式で書かれ、やはりあとで書かれた部分があります。陣中日記は戦闘中であればまとめて書かれることがあり、べつの日付のこと、誇大な戦果、勇ましい話など記述されていることがあるので、それを勘案しなければなりません。

佐々木支隊日記

つぎに、佐々木支隊の動きを見ると、佐々木支隊は12月5日に南京城の背後を衝くと決まり、7日に外周陣地の湯山鎮へ向かい、戦いながら9日に下麒麟門、仙鶴門鎮まで進みます。兵力が少ないうえ、それまでの戦いで兵力が落ちたため、敗残兵の退却に出会っても目こぼししたり、鎮江から撤退する五千から六千の中国軍を見ても攻撃を控えたりしました。すみやかに下関まで進み、後方を遮断するという目的があったからで、包圍殲滅を成功させることが第一です。戦闘中すべて敵の殲滅を狙うわけではありません。

佐々木支隊は10日になると、第十六師団の主力として戦っていた歩兵第三十三連隊第一大隊が復帰し、堯化門から紫金山の北側を玄武湖方向へ進もうとします。12日夜、教導総隊が紫金山から下りてきて、これまでと違い大乱戦となり、ほとんどの中国軍を撃殺します。

13日早朝、旅団は城壁の北側各門を占領して下関へ向かう命令を出します。午前10時、軽装甲車がまっさきに下関へ進み、歩兵部隊が続ぎ、激戦が繰り広げられ、下関でも激戦となりました。さきほどのように、このとき歩兵第三十三連隊第一大隊はそれほどの激戦もなく、下関へ到着しました。午後2時30分、佐々木支隊は下関を占領し、それと同時に歩兵第三十三連隊の第二大隊と第三大隊も佐々木支隊に復帰します。そのため、佐々木支隊は先頭の下関から後方の堯化門まで、20キロにわたり延伸しており、いたるところで戦闘がつづいていました。

14日未明、新たな旅団命令が出され、「一、敵ハ全面的ニ敗北セルモ尚抵抗ノ意志ヲ有スルモノ散在ス」、「六、各隊ハ師団ノ指示アル迄俘虜ヲ受付クルヲ許サス」³⁴としていま

す。隷下の歩兵第三十八連隊の14日午前9時の命令には、「(城内北部では)掃蕩シ、支那兵ヲ撃滅セントス」とし、「(城外では)城外ニ脱出スル敵ヲ殲滅スヘシ」³⁵としています。

南京は陥落と発表されましたが、下関にはまだ多くの中国軍がおり、城外には日本軍を突破しようとする中国軍がおり、激戦、掃蕩戦がつづいていました。ここでも殲滅が優先され、戦闘部隊としては当然のことです。

歩兵第三十三連隊戦闘詳報に三千九十六を処断す、と記されています。この数について、三千人ではなく数百人、という証言があり、数ははっきりしませんが、激戦中であることから処断したと考えられます。

12月21日になり、第十六師団が南京を警備し、ほかの部隊は南京を去ることが決まります。佐々木支隊長は南京の警備司令官を命ぜられ、12月24日から1月5日まで査問が行われます。1月5日の日記に「査問会打切、此日迄に城内より摘出せし敗兵約二千、旧外交部に収容」³⁶とあります。激しい掃蕩戦が終われば、捕虜として受け入れました。

おなじ1月5日の日記には、「城外近郊に在つて不逞行動を続けつつある敗残兵も逐次捕縛、下関に於て処分せるもの数千に達す」³⁷と記されており、「下関に於て」以下の記述は、城内での査問による敗残兵の処断と考えられます。

このように佐々木支隊も、第十六師団主力と同じように、殲滅を目指しますが、大勢が決すれば捕虜を取ったということです。

これらから、日記記述や支隊命令が戦時国際法に反するものでないことが明らかです。

笠原氏の主張の転換

ここで視点を変えます。戦後に開かれた東京裁判は、日本軍の南京入城から2月上旬までのあいだ南京城内外で二十万人の殺害があった、と判定し、その様子を「(日本兵は)中国人の男女子供を無差別に殺しながら、兵は街を歩きまわり、遂には所によって大通りや裏通りに被害者の死体が散乱したほどであった」³⁸と描きました。

南京事件の研究は、当初、東京裁判のいうことが事実であったかどうかというものでしたが、研究が進むと、市民のほとんどは難民区にいたと明らかになり、殺戮があったとすれば難民区で起きたことになりませんが、難民区の通りに市民の死体が散乱していたことはなく、東京裁判の描く南京は破綻しました。

笠原氏は、昭和61年に「南京を占領した日本軍による虐殺・略奪・暴行は、十二月十三日からの数日間に大規模に行われ」³⁹と、殺戮が短期間に南京で行われたとしていました。しかし、平成10年には「集団虐殺のほとんどが城外、郊外、長江岸でおこなわれたのである」「農村部における民間人の被害が、城内よりもはるかに多かった」⁴⁰と、すっかり城外、しかも郊外の事件に変えました。

また、笠原氏は南京事件について、発生当時から国際社会で広く知られ、日本人が知らなかったのは陸軍中央が隠蔽しつづけたからで、日本国民は南京と東京の裁判で裁かれたことを重く受け止めた、と説明しています。

南京の様子は欧米の記者により報道されましたが、広く国際社会で知られたわけではなく、アメリカでは南京突入と同時に起きたパネー号事件が大きいニュースでした。南京事件は一部に知られただけで、そのことは日本にも知られていました。

日本陸軍は軍の不祥事に関することや機密に関する報道を禁止しましたが、南京事件を隠蔽した事実はありません。欧米で報道されたことを、軽い宣伝と考えていたのです。

戦いに敗れ、戦争裁判が開かれ、二十万とか三十万という数字が出ましたが、マルクス史観のひとたちが四万二千人の犠牲者を認めたくらいで、国民が事件を認めたり、多数の犠牲者を認めたことはありません。

また笠原氏は、裁判資料がすぐに公刊されなかったことなどから、南京事件の実相が解明されずにきた、と記述しています。これについていえば、法廷のおおまかなやり取りは翌日の新聞に掲載されました。詳しい証言や証拠は、たとえば『東京裁判報告』として1巻から4巻まで、昭和21年から23年にわたり、逐次発行されました。すべての証言と証拠は昭和21年から23年にかけて、『極東国際軍事裁判速記録』として刊行されました。ここでも笠原氏は一方的なことを書いています。

笠原氏はこのようなことも語っています。

「『木を見て森を見ず』という諺がある。南京事件の現場にいた将兵やジャーナリスト、外国人、および被害者の中国人たちは、個々の虐殺現場＝『木』は目撃できても、全体の南京大虐殺＝『森』は誰も目撃できなかったのである」⁴¹

そのため、笠原氏はこうしたといえます。

「南京事件の全体像＝『森』は、歴史学研究の方法によって個々の虐殺事例＝『木』を検証しながら、さながらジグソー・パズルを完成させるように総合的に構成してはじめてあきらかになるものである。個々の歴史事実にそくして事件の全体像が構成され、叙述され、それが理解されて、はじめて正確な南京事件の歴史認識が形成されることになる」⁴²

木をひとつひとつ検証していけばおのずと森が現れてきますが、これまで見たとおり、笠原氏は木を歪曲しています。歪曲した木で森をつくり、架空の森を示しているにすぎません。

これまで見てきた歪曲以外、笠原氏が歪曲した木を見ます。

笠原氏は、南京城区の戦いが始まったとき南京城区には、南京市民のほか、中国軍の清野作戦から逃れた難民と日本軍の進撃に追われた難民の二十五万がおり、あわせて四十万ないし五十万がいたとみなしています。

もともと南京の人口は百余万人でしたが、8月15日、日本軍が南京の飛行場を爆撃すると、上流階級は上海租界へ疎開しはじめました。アメリカ、イギリス、フランスなどが治安を維持し、日本と中国の軍隊が入ることのできない安全な地域だったからです。上流階級のなかでも金持ちは、さらにイギリスが租借していた香港まで逃げました。

爆撃は続き、中流階級は揚子江を船で漢口へ、あるいは対岸から列車で北の都市へ逃れました。11月20日に人口は四十万から五十万までのあいだに減少します。11月27日、馬超俊南京市長は三十万から四十万の市民がいると語っています。南京脱出は急速に進み、下関は船に乗って上流に避難しようとする市民と、揚子江対岸に渡り列車で北方に避難しようとする市民でごったがえしました。28日、王固盤警察庁長官は南京市民を二十万と語っています。市長と警察庁長官は市民の食糧を考え、人口を推測したものと思われる。

日本軍が南京城を攻撃するころになると、城内にいる市民は船賃や列車賃を持たない

貧民がほとんどで、ほかに住み慣れた家にとどまろうとする市民、家を守りたいという市民、合わせて二十万余りとなりました。

南京城にはまわりの町や郊外から避難してくる人がいないわけではありませんが、市街地が危険であることを知っており、まして南京は首都であったところですから、その数はわずかです。

城内の南の中華門寄りも古くからの市街地で、庶民の住む密集地でした。12月13日、日本軍は進出しますが、ほとんど市民を見ることはありませんでした。14日午前、その一面に第十軍が司令部を置きました。東の中山門から城内へ進んだ日本軍もほとんど市民と会うことはなく、城内西北にある難民区まで進んだとき、はじめて多数の市民と直面しました。そこに二十万の市民が集まっていたのです。

そういう実情を無視し、笠原氏は二十五万が流入したとしました。

笠原氏が根拠がないにもかかわらず断定することは、ほかにも見られます。

8月9日、大山事件が起きます。海軍特別陸戦隊の大山勇夫中尉が、上海郊外で中国兵に射殺された事件です。笠原氏は大山事件を、第三艦隊司令長官の命を受けた海軍特別陸戦隊司令官が大山勇夫中尉に「お国のために死んでくれ」と口頭密命し、海軍は大山事件という謀略を起こして南京を空爆し、全面戦争に持っていった、と主張します。口頭密命の話は学徒徴用され暗号解読に従事していた学生が、昭和20年に陸軍の暗号将校から聞いたことがもとになっているのですが、文書記録はいっさいありません。

また、難民区で二万件の強姦が起きたとし、「(それらは)部分にしかすぎなかった。難民区以外さらに広大な城外近郊区でおこなわれた多くの婦女凌辱行為は、記録する者も証言する者もなく、歴史の闇にほうむり去られている」と断定しています。記録する者も証言する者もなくといっているように、証拠がないにもかかわらず断定しています。

事実に対する笠原氏の姿勢を、べつの面から見ます。

『南京事件 新版』の章扉には、写真が掲載されています。旧版の「南京事件」もおなじで、第3章の章扉の写真に「日本兵に拉致される江南地方の中国人女性たち」という説明文がつけられました。この写真は朝日新聞のカメラマンが10月に上海郊外で撮り、『アサヒグラフ』の昭和12年11月10日号に掲載されたもので、「我が兵士に護られて野良仕事より部落へかえる日の丸部落の女子供の群」と説明されていました。その写真を中国軍事委員会政治部が、説明文を日本兵に拉致される中国人女性、と変え『日寇暴行実録』に掲載、それを笠原氏が使用したのです。写真はやがて差し替えられますが、そこでさまざまなことがわかりました。

中国の動きについていえば、日本の新聞社の撮った写真の説明文を変えて使ったことから、底の浅い宣伝を行っていたということです。そのうちばれると思いながら、とりあえず宣伝できればよいと考えていたのでしょう。南京事件をその程度の宣伝、と考えていたことがわかります。

笠原氏についていえば、第一に、笠原氏の主張というのはそういった中国の宣伝に拠っていたということです。第二は、指摘されると笠原氏は誤りを認めようとしませんでした。「この写真も軍と朝日のカメラマンによるやらせの光景である可能性もある」⁴³と反論しています。このような理屈をあげて認めなかったのは、認めれば将棋倒しのようにつぎつぎ

認めざるをえなくなると知っていたからではないでしょうか。第三は、やがて誤りを認めますが、『アサヒグラフ』がもともとどのような説明文を付していたか書いていません。それを書いて、笠原氏がどのような説明文をつけたか書くことが謝罪であり訂正文ですが、笠原氏にとって、それはどうでもいいことなのでしょう。

このようですから、『南京事件 新版』が使用している写真にも疑問があります。

まず、多数の市民が無蓋貨車に乗っている写真が掲載され、「日本軍の侵攻を逃れ、南京へと向かう難民満載の列車」⁴⁴と説明がなされています。

このことについていえば、先ほど述べたように、市民の五分の四が南京から離れました。反対に上海戦で負傷した中国兵は、鉄道で南京へ運ばれました。9月、10月と続きました。しかし、日本軍が11月13日に崑山へ進出し、引きつづき蘇州、無錫と進み、鉄道への空爆もあったため、上海からの鉄道はそこで止まってしまいます。それでも、それより南京に近い無錫での負傷兵は南京へ運ばれ、鎮江でも同様でした。それも日本軍の進撃が早いのでわずかです。負傷兵の乗った列車には市民も乗りました。

このようなことから、列車は軍用が主で、市民満載の列車が南京へ向かうことはありません。『南京大虐殺図録』の写真ということですが、確証がなければ使用しないという教訓など、笠原氏にはないのでしょうか。しかも、そういった写真を南京に二十五万人が避難してきた証拠としています。

また、病室にいる少女の写真が使われ、撮影者のマギーが「この十八歳の少女は一か月も拘留されて連日強姦され、あらゆる種類の性病をうつされた」⁴⁵と解説している、と紹介しています。

マギーは日記形式の手紙を妻に送っていますが、そこに十八歳の少女の話はありません。昭和21年8月15日から翌日にかけて、東京裁判で証言しました。そこにも十八歳の少女の話はありません。

鼓楼病院で外科を担当していたのはウイルソン医師で、ウイルソン医師も7月25日に東京裁判で証言しています。それによれば、ほとんどが刺し傷や切り傷による患者で、十八歳の少女の証言はありません。強姦に関して詳しく証言しているのは、マギーが十五歳の少女をつれてきて、その女性が二か月あとに来たとき第二期梅毒の腫物だったということです。この証言に対し日本側弁護士が、その症状なら三か月经ったもので、日本軍が入城するまえのことではないか、と反論します。つまり強姦されたというまともな患者はいなかったということでしょう。マギーのこのような連日強姦され、あらゆる性病をうつされたという十八歳の女性がいたとするなら、ウイルソンは証言するはずで

マギーは東京裁判の証言台で、十歳から十一歳くらいの子供が強姦された、寡婦がたびたび強姦され、その七十七歳になる母親も強姦されたなどと、数時間にわたり強姦を証言しました。証言が終わり、強姦の現行犯をいくつ見たかとの尋問に、ひとつだけですと答えました。マギーが証言した強姦はほとんど伝聞や無実で、このことから十八歳の少女の話は根拠のあるものではありません。

このような写真と説明文を、笠原氏は『南京事件 新版』にも載せているのです。事実に対する姿勢がどのようなものであるか、よくわかります。

見たとおり、笠原氏の主張は事実に基づくものではありません。戦闘や国際法を中心

に見てきましたが、このほか宣教師の記録を援用して大虐殺を主張する箇所があり、それをあげるならさらに増えます。つくられた中国の資料を持ちだして主張する箇所もあります。なぜそんな馬鹿げたことをするのか。強いていえば、つぎのように考えられます。

日本の共産主義運動は、昭和に入ると治安維持法によってつぎつぎと検挙され、昭和12年にはほぼ壊滅させられます。八年後、日本が大東亜戦争に敗れると、共産主義運動は復権します。彼らは戦前の日本を帝国主義戦争を進めていたと批判しました。いわゆるマルクス史観といわれるもので、そういう戦争ではさまざまな悪事が繰り広げられていたと彼らはみなしました。そこに共産主義運動が壊滅させられた恨みが拍車をかけ、戦前のあらゆることが間違っていたとされました。初めに結論があり、それに合わせて史料を引用したり、説明をつけますから、歪曲はいくらでもできます。さきほどの大山事件謀略説も、日本が侵略戦争を進めていたとする見方からきています。こういった姿勢が、笠原氏の記述になったと考えられます。

マルクス史観が論理的でないことはいうまでもありませんが、間違っていたという指摘が多ければ多いほど、マルクス史観のあいだでは評価されたのでしょうか。見てきたような醜悪なほどの歪曲は、笠原氏にかぎったことでありません。

最後に、二十八年前発行された旧版は、笠原氏によれば「累計で十万部以上売れ」「歴史学会でも通説とする評価を受け」⁴⁶、新たな研究を加えた『南京事件 新版』が刊行されると、東京新聞、しんぶん赤旗、産経新聞、TBSラジオ、Web女性自身などが取りあげました。それらの執筆者は、果たして『南京事件 新版』を読んだことがあるのでしょうか。

旧版も新版も、学術書といえるものではありません。笠原氏は憶測と妄想でつくりあげているだけで、単なるプロパガンダ文書にすぎません。南京事件を主張することにより、かえって南京事件が架空であることがわかります。

(岩波新書、2025年)

註

- 1 源田實『海軍航空隊始末記一発進篇』文芸春秋、1962、179頁
- 2 笠原十九司『南京事件 新版』岩波書店、2025、81頁
- 3 同上、69頁
- 4 同上、102頁
- 5 信夫淳平『戦時国際法講義』第二巻、丸善、昭和16年、354頁
- 6 笠原、前掲書、104頁
- 7 同上、198頁
- 8 同上、256頁
- 9 藤田久一『国際人道法』新版(増補)、有信堂高文社、2000、2頁
- 10 笠原、前掲書、66頁
- 11 同上、128頁
- 12 同上、80頁
- 13 武藤章『軍務局長武藤章回想録』芙蓉書房、昭和56年、79頁
- 14 笠原、前掲書、63-64、192-193頁
- 15 同上、64頁
- 16 武藤、前掲書、80頁

- 17 笠原、前掲書、84頁
- 18 同上、129頁
- 19 同上、85頁
- 20 同上、106頁
- 21 同上、78頁
- 22 同上、123頁
- 23 同上、78頁
- 24 同上、161頁
- 25 「中島今朝吾日記」、『南京戦史資料集』偕行社、平成元年所収、326頁
- 26 「歩兵第三十旅団命令」、同上所収、545頁
- 27 『偕行』昭和60年8月号、7頁
- 28 同上
- 29 『偕行』昭和60年9月号、13頁
- 30 『偕行』昭和60年8月号、7頁
- 31 「飯沼守日記」、前掲『南京戦史資料集』所収、142頁
- 32 前掲「中島今朝吾日記」、『南京戦史資料集』所収、326頁
- 33 同上
- 34 「歩兵第三十旅団命令」、『南京戦史資料集』所収、545頁
- 35 「歩兵第三十八聯隊命令」、『南京戦史資料集』所収、590-591頁
- 36 「佐々木到一少将私記」、『南京戦史資料集』所収、382頁
- 37 同上
- 38 『日中戦争史資料8 南京事件 I』、河出書房新社、昭和48年、395頁
- 39 『歴史地理教育』昭和61年6月号、62頁
- 40 『SAPIO』平成10年12月23日号、108頁。笠原十九司「南京近郊における残虐事件」、藤原彰編『南京事件をどうみるか』青木書店、1998所収、30頁
- 41 笠原、前掲書、13頁
- 42 同上
- 43 『産経新聞』平成10年2月28日付
- 44 笠原、前掲書、87頁
- 45 同上、219頁
- 46 同上、1頁